

## シリーズ

### 笑顔をつくる働き方改革

飯豊町教育委員会

## 熊野昌昭 教育長

飯豊町は町内全小中学校を統合する義務教育学校「いいでの森学園」が令和8年4月開校。教育委員会と学校が相互に協力し合い、教育課程を積極的に改善し、働き方改革の充実を図る取組みをうかがいました。



### ☆学校開きの「黄金の1カ月」☆

### ☆良い人間関係を構築するゆとり☆

Q：4月の教育課程の改善によるゆとり創造を、町全体で推進されています。そのねらいは？

A：年度当初の膨大な事務処理等による多忙感の軽減もあるが、先生方が新年度の新しい環境に慣れるゆとりの創出がねらい。特に「子ども理解」と「職員の相互理解」という大切な人間関係の構築を図る心のゆとりを生み出すことができないかと考えた。

Q：具体的には、どのような教育課程の改善を町全体で進められたのですか？

A：余剰時数削減を進める上で、4月、小学校は4時間授業、中学校は5時間授業を基本として、放課後時間を確保できるようにした。

Q：大胆な改善を進めようとしたのはどのような経緯ですか？

A：令和3年度から中学校が水曜日を4時間授業として効果をあげている。余裕を生み出そうと工夫している学校のために教育委員会としてできることを検討し、前年度9月の校長会において翌年度4月の教育課程モデルを提示した。学級開きの「黄金の3日間」があるのと同様に、学校開きとしての「黄金の1カ月」とでも言えるような余裕を生みだしたかった（笑顔）。

Q：提示されたモデルについて、各学校ではどのように具現化されましたか？

A：例えば小学校の4月は約17日の授業日数において、各校では前年度比で約14時間の授業時数を削減する教育課程を編成されていた。「何か今年は楽しそうだ」という教育課程を前向きに編成された校長先生、そして指導を实践された各校の先生方にはとにかく感謝（笑顔）。

Q：4月の時間外在校等時間等に変化は見られましたか？

A：前年度と比べて中学校では一人平均10時間弱、小学校では20時間以上削減した学校もある。また、先生方にアンケート調査を実施し、「子供たちと向き合う時間」については約7割、「教職員同士で子供や教材について話す時間」については約8割増加したと回答を得た。



Q：今後に向けての構想等を教えてください。

A：アンケートの自由記述には好意的な意見以外に、さらなる改善や提案も含む実のある自由記述をいただいた。教育委員会としてはこの前向きな思いに対して実のある回答を示していきたい。

～ 裏面では町内各校を代表して飯豊一小の様子を紹介します ～

Q：教育長が大変感謝されていました。4月の改善の効果は？

A：感謝しているのは学校の方である。働き方改革を進める上で、家庭や地域からの理解と協力は大切。そのためのチラシを要望したところ、町教委で迅速に作成してもらい、PTA総会でも活用した。アンケートの結果を見ると、先生方も改善に前向きである。

Q：アンケート以外で効果を感じていることは？

A：私だけが感じていることかもしれないが、昨年度よりも、校長室に聞こえてくる先生方の声が明るく、談笑しながら話をしている様子が見られる。校長としては、それがとても嬉しい（笑顔）。

Q：今後に向けての考えを教えてください。

A：生みだされた余裕の時間に、会議や新たな業務を増やすのではなく、限られた中で工夫して効果を高められるよう先生方と協力したい。そう思いたくなる前向きな先生方に感謝（笑顔）。



飯豊町立第一小学校

竹田安路 校長

## 山形県公立学校スクールロイヤー派遣事業

山形県公立学校

### スクールロイヤー派遣事業



#### スクールロイヤー



教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から学校に助言を行う弁護士

- ★子どもの最善の利益を守るため  
山形県教育委員会は学校にスクールロイヤーを派遣します。
- ★児童生徒、保護者、教職員にとって  
最適な教育環境を守るために活用してください。



Q1 具体的にどのような課題への相談が考えられますか？

A1 児童虐待やいじめ、不登校、暴力行為、学校事故等に係る児童生徒の指導上の課題、障がいへの合理的配慮、個人情報保護、外部からの過剰な要求への対応等が考えられます。代理人としての対応は行いません。

Q2 費用は？

A2 費用は県教育委員会が負担します。

Q3 相談だけですか？

A3 法的なアドバイスだけではなく、先生方を対象とした研修会も可能です。

Q4 相談はどこで？

A4 学校での相談が中心となりますが、オンラインも対応します。

Q5 相談時間の目安や上限は？

A5 1回30分以内での相談が原則です。

次の各担当課または教職員課までお問い合わせください。  
・小学校、中学校及び義務教育学校…義務教育課（各教育事務所）  
・特別支援学校…特別支援教育課  
・高等学校…高校教育課

スクールロイヤーをご存じですか？

スクールロイヤーとは「教育や福祉の視点を取り入れながら、法的な観点から学校に助言を行う弁護士」です。本県では今年度からスクールロイヤーの派遣事業が新たに始まりました。どのような内容の相談があるのでしょうか。文部科学省で実施した調査によれば、

- ・いじめへの対応
- ・外部からの過剰な苦情や不当な要求への対応
- ・触法、非行、暴力等の問題行動への対応
- ・事務（契約、徴収金）対応

等が多いようです。

また、相談だけではなく先生方向けの研修会も可能です。

相談は担当各課、または各教育事務所までお問い合わせください。